



宮 崎 県 公 報

平成26年7月28日（月曜日）第 2611 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始……………（ “ ” ） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 1

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課） 1
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（2件）…（ “ ” ） 2
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票のできる施設の指定変更…………… 3
- 農業委員会委員選挙において不在者投票のできる施設の指定取消し…………… 3

告 示

宮崎県告示第 430号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年7月28日から平成26年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
236	県道	日向八戸停車場線	西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2171番7地先から同郡同町同大字同字2172番8地先まで	旧	6.8 ～ 18.2	141.0
				新	8.0 ～ 18.2	141.0

宮崎県告示第 431号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年7月28日から平成26年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
236	県道	日向八戸停車場線	西臼杵郡日之影町大字	平成26年7月28日

場線	七折字舟ノ尾2171番7地先から同郡同町同大字同字2172番8地先まで
----	-------------------------------------

宮崎県告示第 432号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要（メートル）		指 定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 26-1	比江島和美	高鍋町大字北高鍋字小丸 814-4	4.51	43.79	平成26年7月9日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ都城店
都城市上川東四丁目5948-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年3月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,867㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側（駐車場No.1） 82台
建物2階（駐車場No.2） 30台
合計 112台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 83台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物2階南東側 45㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物2階南東側 15㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地西側（駐車場No.1及び2）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成26年7月15日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成26年7月28日から平成26年11月28日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成26年7月28日から平成26年11月28日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー広原店
北諸県郡三股町宮村2950番3号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社丸勝園 代表取締役 藤元敏浩
都城市太郎坊町1981番地1
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町一丁目38番1号
- 4 変更の年月日
平成26年4月1日
- 5 変更した理由
小売業者の変更のため
- 6 届出年月日
平成26年7月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成26年7月28日から平成26年11月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成26年7月28日から平成26年11月28日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー広原店
北諸県郡三股町宮村2950番 3 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時
（変更後）開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後11時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前 8 時30分から午後10時30分まで
（変更後）午前 6 時30分から午後11時30分まで
- 4 変更する年月日
平成26年 7 月17日
- 5 変更する理由
近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。
- 6 届出年月日
平成26年 7 月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成26年 7 月28日から平成26年11月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成26年 7 月28日から平成26年11月28日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年 7 月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
社会福祉法人黒潮会養護老人ホームめぐみの郷	名称	新	社会福祉法人黒潮会養護老人ホームめぐみの郷
		旧	串間市立養護老人ホーム恵福寮

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成26年 7 月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	取消年月日
社会福祉法人慶明会特別養護老人ホームさくら苑	東諸県郡国富町大字三名字初田2621番 6	平成26年 7 月14日

--	--